

プレミアム付商品券事業について

1. 趣 旨

消費税・地方消費税の10%への引き上げが低所得者・子育て世帯（3歳半未満児）の消費にあたる影響を緩和するとともに、市内の消費を喚起・下支えすることを目的とする。

2. 事業内容

- (1) 商品券名称 えにわプレミアム付商品券
- (2) 対象世帯 ①低所得者（住民税非課税世帯）
②子育て世帯（3歳半未満児童のいる世帯）
- (3) 発行総額 149,095千円
- (4) 販売価格 500円券×10枚 5,000円相当を1綴りとし、4,000円で販売する。
1人に対して最大で5回に分割して販売。
- (5) 購入限度 ①低所得世帯（住民税非課税の方）
一世帯一人につき 20,000円（25,000円相当）
②子育て世帯（3歳半未満児童）
3歳半未満児童1人あたり 20,000円（25,000円相当）
①と②の併給可
- (6) 事業者募集 6月3日(月)～7月5日(金)まで参加事業者を募集（事業者一覧掲載分）
- (7) 登録事業者数 253事業者

3. 実施日程

- (1) 申請書発送 2019年7月16日（火）（低所得者のみ）
- (2) 申請期間 2019年7月17日（水）～2019年11月30日（土）（低所得者のみ）
- (3) 引換券発送 2019年9月10日（火）～（低所得者・子育て世帯）
- (4) 販売期間 2019年9月17日（火）～2020年2月7日（金）
- (5) 使用期間 2019年10月1日（火）～2020年2月29日（土）
- (6) 換金期間 2019年10月1日（火）～2020年3月31日（火）
※指定日に参加金融機関での換金とする。

4. 実績

【商品券利用実績】

	予定数	引換券発送者	購入実績	利用実績
人数(人)	16,000	7,543	—	—
全体冊数(冊) (1人5冊)	80,000	37,715	29,819	—
合計枚数(枚) (1冊10枚)	800,000	377,150	298,190	297,232
総額(千円) (1枚500円)	400,000	188,575	149,095	148,616
差額(千円)	0	211,425	250,905	251,384
割合				

【業種別利用実績】

業種	金額(円)	割合
A.小売業	140,918,000	94.8
B.飲食業	3,537,000	2.4
C.理美容等	523,500	0.4
D.整体施術等	95,000	0.1
E.バス・タクシー	952,000	0.6
H.クリニック	58,000	0.0
I.ゴルフ場	0	0
J.建設業	397,000	0.3
L.サービス業	2,135,500	1.4
M.医療業	0	0

【規模別利用実績】

店舗規模	金額(円)	割合
大規模店舗	121,349,000	81.7
それ以外	27,267,000	18.3

○恵庭市特別定額給付金について

1. 給付の目的

政府が令和2年4月20日に閣議決定した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、家計への支援を行うため、市民1人あたり10万円の給付を行うもの。

2. 給付対象

基準日(令和2年4月27日)に、本市の住民基本台帳に記載されている人

*基準日人口 69,964人

3. 申請及び給付

原則として、世帯主が申請し、世帯主が世帯員全員分を受給(世帯主への口座振り込み)

4. 申請方法

①郵送による申請

申請書に振込口座を記入し、本人確認書類及び振込先口座がわかる書類を添付し、郵送により返送。

②オンラインによる申請

マイナンバーカードを所持している人が、電子申請手続のホームページ(マイナポータル)に接続し、振込先口座を添付して申請。

※コロナウイルス対策として、原則として窓口では受付しない。

5. 申請期間

①郵送による申請

令和2年6月1日(月)～8月31日(月) *振込開始6月5日(金)

②オンラインによる申請

令和2年5月1日(金)～8月31日(月) *振込開始5月13日(水)

③早期郵送申請

生活に困窮している方を対象に、ホームページから申請書をダウンロード、手書きし郵送にて申請
受付期間;令和2年5月11日(月)～5月27日(水)

6. 申請受付の状況(6月4日現在)

22,740世帯(オンライン1,815世帯、早期特別申請1,096世帯、通常郵送申請19,829世帯)

○第4期恵庭市地域福祉計画の策定について

1. 策定の目的

少子高齢化や核家族化の進行をはじめとする社会情勢の変化に伴い、コミュニティで培われた地域に住む住民同士の希薄化が見られる中、サービス供給者としての行政・事業者が適切な福祉サービス供給を充実させるとともに、地域住民同士の自主的な支えあいや助け合いといった仕組みを構築するために計画を策定するもの。

2. 計画の位置づけ

- ・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める」もの。
- ・保健福祉に関する市の他の計画の上位計画となる。
- ・社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」と連携した計画とするもの。

3. 策定の方針

- ・第1期計画で定めた基本理念「人にも花にも まごころこめて みんなで育てるやさしいまち えにわ」を踏襲しつつ、時勢にあった施策・政策を網羅したものとする。
- ・社会福祉協議会と連携し、地域別に福祉施策全般についてのご意見等を伺う「地域懇談会」を開催し、それを反映した計画づくりを行う。

4. 計画期間

令和3年度～7年度の5か年計画

5. 主なスケジュール

- ・計画素案の策定(～8月)
- ・地域別懇談会の開催(10月～11月)
- ・計画案のパブリックコメント実施(12月)
- ・計画最終案の決定(社会福祉審議会での審議)、計画実施(R3年4月)

「恵庭市障がい者相談支援事業」の公募について

1. 事業概要

(目的)

相談支援事業は、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のための必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができることを目的に実施しております。

(根拠)

実施の根拠としましては、障害者総合支援法第77条第1項第3号の規定により、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として位置づけられているものです。市町村地域生活支援事業の実施主体は市町村であります。事業の全部または一部を団体等に委託または補助して実施することが可能と定められております。(地域生活支援事業実施要綱)

相談支援事業 (恵庭市地域生活支援事業実施要綱第6条)	
障害者相談支援事業	
(1) 福祉サービスの利用援助に関する業務 (2) 社会資源を活用するための支援に関する業務 (3) 社会生活力を高めるための支援に関する業務 (4) ピアカウンセリングに関する業務 (5) 権利擁護のために必要な援助に関する業務 (6) 専門機関の紹介に関する業務 (7) 地域自立支援協議会の運営に関する業務	
相談支援機能強化事業	
(1) 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応 (2) 地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導及び助言に関する業務 (3) 市内の相談支援体制の整備状況、ニーズ等を勘案した相談支援事業実施計画の作成に関する業務 (4) 地域自立支援協議会の運営に関する業務	
住宅入居支援事業	
(1) 不動産業者に対する物件の斡旋依頼及び家主等との入居契約に係る手続の支援に関する業務 (2) 利用者の生活上の課題に対し、緊急に対応が必要となる相談支援及び関係機関との連絡、調整等に関する業務	

2. 現況

事業名	恵庭市障がい者相談支援事業
受託事業者	社会福祉法人 恵庭光風会
相談窓口の名称	恵庭市障がい者総合相談支援センター
相談窓口の場所	恵庭市新町 30-3
職員体制	センター長 1名(常勤・兼任) 就労支援コーディネーター 1名(常勤・兼任) 生活支援コーディネーター 1名(常勤・兼任) 相談支援員 4名(常勤・兼任1、常勤・専任2、非常勤・専任1) (社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員)
開設日・開設時間	月～金曜日、8:45～17:15 *電話相談 24時間 365日
相談件数	総件数 8,910件 実相談件数延べ 2,503件 (実人数 555名 *重複含む)
実施方法	委託
事業実施期間	平成30年4月～令和2年3月 *随意契約

3. 公募の概要

(1) 恵庭市障がい者相談支援事業

選定方法	公募型プロポーザル方式
実施方法	委託
履行期間	令和3年度～7年度までの5年間
箇所数	1箇所

(2) 公募手続き

公募期間 令和2年9月上旬～令和2年10月上旬

提出場所 恵庭市役所保健福祉部 障がい福祉課(5番窓口)

4. 選定方法

(1) 事業者の選定は、「恵庭市障がい者相談支援事業プロポーザル審査会」を設置し、審査は、「審査基準」に基づき書類審査及び事業者によるプレゼンテーション・ヒアリング等により総合的に評価し審査致します。

(2) 恵庭市障がい者総合相談支援事業業務委託プロポーザル審査会での選定結果に基づき、恵庭市が決定します。選定結果は、令和元年11月下旬に企画提案者に対し書面により通知するとともに、ホームページで公開し、恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会、恵庭市議会厚生消防常任委員会へ報告します。

5. 事業者選定までのスケジュール

目 程	内 容
令和2年8月20日(木)	第1回選考委員会(募集要領・審査項目・審査基準決定)
令和2年9月1日(火)	募集要領公表、質疑書の受付開始、参加申込書の受付開始
令和2年9月15日(火)	質疑書の受付終了
令和2年9月23日(水)	質疑書・回答内容を恵庭市ホームページに掲載
令和2年9月30日(水)	参加申込書受付終了
令和2年11月12日(木)	第2回選考委員会(事業所によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し提出書類とともに選考委員が審査)
令和2年11月下旬	審査結果の通知と公表(選定結果等をホームページで公開)
令和2年11月下旬	恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会への報告
令和2年12月～	指定予定事業者は、事業開始に向けた諸準備を取り進める
令和2年12月9日(水)	恵庭市議会厚生消防常任委員会への報告
令和3年4月～	事業の開始

※上記スケジュールは予定であり、変更になる可能性もあります。

えにわ障がい福祉プランの策定について

1. えにわ障がい福祉プランの策定

「えにわ障がい福祉プラン」は、障害者施策に関する基本的な計画である「第6期恵庭市障がい者福祉計画」と、障害福祉サービスをはじめ地域生活に必要なサービス見込量や提供体制に関する目標を定めた「第5期恵庭市障がい福祉計画」、障害児通所支援等の提供体制やその他障がい児支援施策に関する方向性や目標を定めた「第1期恵庭市障がい児福祉計画」を統合した計画です。現行のえにわ障がい福祉プランの計画期間は平成30年度から令和2年度となっており、このたび令和2年度をもって計画期間が終了となるため、新たに「えにわ障がい福祉プラン」を策定します。

えにわ障がい福祉プラン（平成30年度～令和2年度）

第6期恵庭市障がい者福祉計画

施策の体系計画

第5期恵庭市障がい福祉計画

事業の実施計画

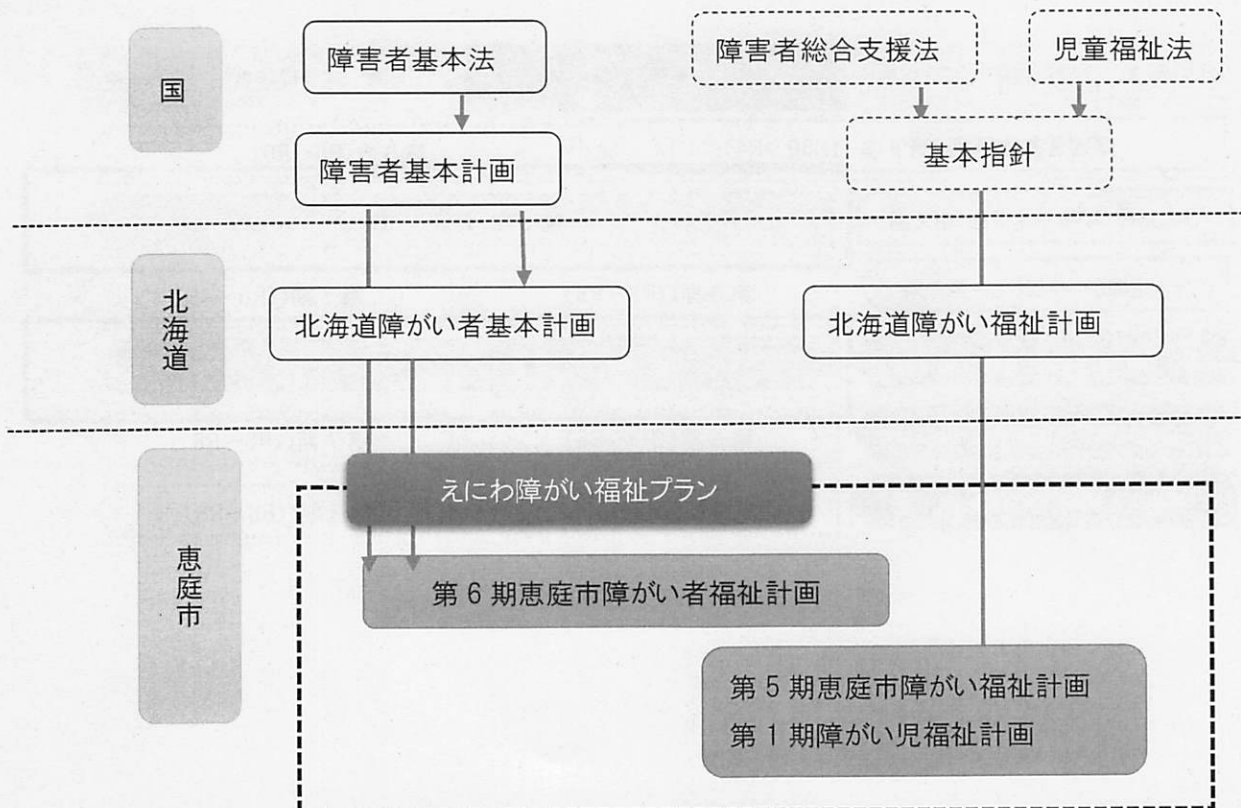
第1期恵庭市障がい児福祉計画

2. 策定の根拠

計画策定の根拠としましては、「恵庭市障がい者福祉計画」は障害者基本法第11条第3項(※1)の規定に基づき、国が策定する「障害者基本計画」及び北海道が策定する「北海道障がい者計画」を基本として、策定します。

恵庭市障がい福祉計画および恵庭市障がい児福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」第88条(※2)および児童福祉法第33条の20(※3)の規定に基づき、国の定める基本指針および「北海道障がい福祉計画」に沿って策定します。

計画の位置づけ

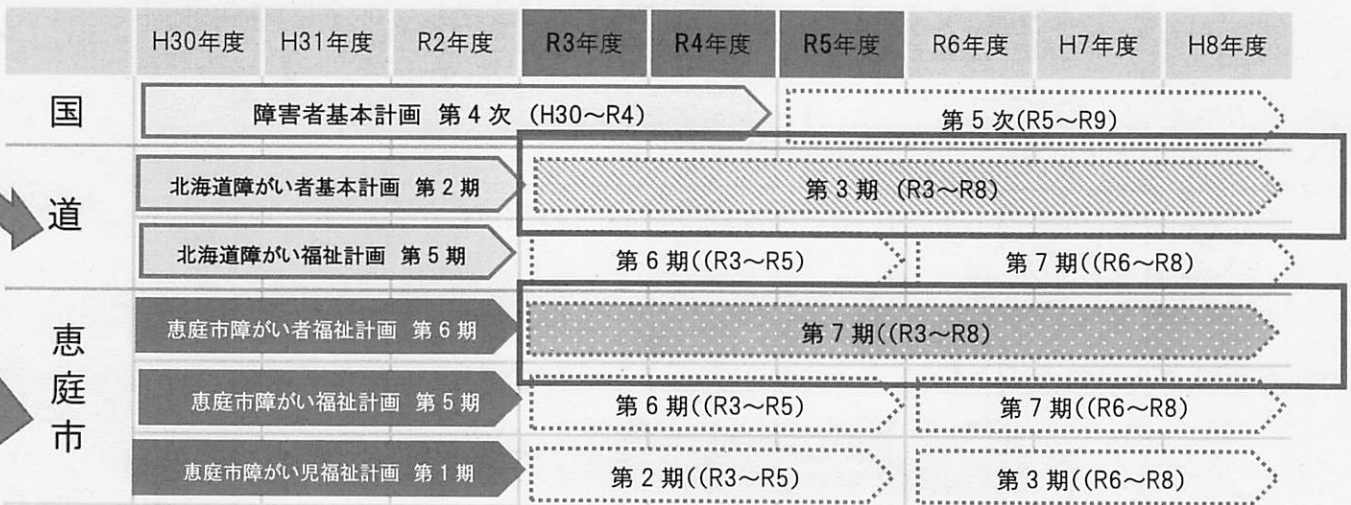


3. 計画期間の見直しについて

計画期間につきましては、国が策定する障害者基本計画は5年、道が策定する北海道障害者基本計画は 10 年とされていますが、このたび北海道から次期計画期間を6年に見直し、北海道障がい福祉計画と統合した計画を作成する案が示されていることから、恵庭市においても恵庭市障がい者福祉計画の計画期間を北海道に合わせる方向で見直し、社会福祉審議会障害者福祉審議会等の意見を踏まえ決定していく予定としております。

計画期間

	障害者基本法	現行	次期	総合支援法・児童福祉法	現行	次期
国	障害者基本計画	5年		基本指針	3年	3年
道	北海道障害者基本計画	10年	6年	北海道障がい福祉計画(児)	3年	3年
市	恵庭市障がい者福祉計画	3年	6年	恵庭市障がい福祉計画(児)	3年	3年



4. 計画の策定体制

庁内会議である「恵庭市保健福祉推進会議」をはじめ、附属機関である「恵庭市社会福祉審議会障害者専門部会」での審議、「恵庭市障がい者地域自立支援協議会」やパブリックコメントでの意見聴取を踏まえて策定します。

5. 主なスケジュール(予定)

- ・アンケート調査の実施(6月)
- ・アンケート調査の集計(7月～8月)
- ・社会福祉審議会障害者専門部会の開催(8月、11月、2月)
- ・障がい者地域自立支援協議会(6月、10月、2月)
- ・パブリックコメントの実施(11月～12月)
- ・市議会常任委員会への報告(6月、9月、12月、3月)
- ・計画策定(3月)

※1 『市町村は、政府が定めた「障害者基本計画」及び都道府県が策定した「都道府県障害者計画」を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。』

※2 『市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。』

※3 『市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。』